JR東海労 大二運分会

交差点

No.489 2016年9月30日 責任者:今田昌二 発 行:教宣部



與同訴訟 I

10月17日、10時~大阪地裁708号法廷において山口さん裁判が開催されます。

今回の裁判は、原告の山口さんと年末手当の減率適用の根拠となった非違行為を報告した下記の管理者の主尋問・反対尋問が行われます。

記

【被告証人管理者】

①勝見 隆 元副所長

②安井 博 科長

③北野 満 助役

④中嶋 均 助役

⑤坂下 昇 助役

⑥新井正行 助役

⑦桜田 充 助役

出廷される管理者の皆さん! 嘘を言ったら偽証罪に問われますよ!! 正直に真実を証言してくださいね!!